

「みやぎ水災・地震保険スタートアップ補助金」申請受付開始について

～頻発化する災害への備え（保険・共済新規加入）をサポートします！～

大規模な自然災害からの生活再建については、公的支援を受けた場合でも、家屋の再建や家財の再購入等、大きな費用負担が伴うのが実情です。

近年、全国的に地震や台風、大雨などの災害が頻発化している中、こうした費用負担を軽減し、早期に生活再建を果たすための保険加入等による「自助」の取組がますます重要となっています。

県では、令和3年度から水災保険・地震保険の加入を支援する補助事業を実施してきましたが、県民の皆様の保険加入をさらに促進するため、下記のとおり事業内容を拡充し、本日から新たに申請の受付を開始いたします。

1 「みやぎ水災・地震保険スタートアップ補助金」の概要

(1) 補助対象（世帯）

① 水災補償又は地震補償付きの火災保険等に初めて加入した世帯

② 既に参加していた火災保険等に水災補償又は地震補償を新たに付帯した世帯

※水災・地震に係る保険金額が住家の場合200万円以上、家財の場合50万円以上で、契約日が令和4年4月1日以降であるものを対象とします。

(2) 補助金額

「1年分の保険料の2分の1」か下記金額のいずれか低い額となります。

(i) 契約日が令和5年4月1日以降の場合

| | | | |
|----|-----------|--------------|---------------|
| | 最大6,000円 | | |
| 地震 | 住家:5,000円 | 家財 1,000円 | 最大 12,000円 |
| 水災 | 住家:5,000円 | 家財 1,000円 | |

(ii) 契約日が令和4年4月1日から令和5年3月31日の場合

| | | |
|----------|-----------|--------------|
| | 最大4,000円 | |
| 地震 水災 | 住家:3,000円 | 家財 1,000円 |

2 受付期間

令和5年4月17日（月）から令和6年3月8日（金）まで
（※ただし、予算額の上限に達し次第、受付終了となります。）

3 予算額

18,880千円（事務費を除く。）

4 お問い合わせ先

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県復興支援・伝承課 スタートアップ補助金担当

電話：022-211-3433 メール：s.z.startup@pref.miyagi.lg.jp

ウェブサイト <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/densho/szstartup.html>

ウェブサイトへの
QRコード

